

貸金庫規定新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第2条 (現行どおり)</p>	<p>第1条～第2条 (省略)</p>
<p>第3条(使用料) (1) 貸金庫の使用料は、「<u>信用事業取扱手数料徴収要領</u>」の定めるところに従い1年分を前払いするものとし、毎年12月の当組合所定の日、借主が指定した貯金口座から、普通貯金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しの上使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。 (2)～(3) (現行どおり)</p>	<p>第3条(使用料) (1) 貸金庫の使用料は、「<u>貸金庫取扱要領</u>」の定めるところに従い1年分を前払いするものとし、毎年12月の当組合所定の日、借主が指定した貯金口座から、普通貯金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しの上使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。 (2)～(3) (省略)</p>
<p>第4条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(2021年10月1日現在)</u></p>	<p>第4条～第17条 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(2020年4月1日現在)</u></p>